

|                           |                                      |
|---------------------------|--------------------------------------|
| 令和6年6月定例会<br>文教福祉常任委員会会議録 |                                      |
| 招 集 月 日                   | 令和6年6月11日（火）                         |
| 会 議 場 所                   | 市役所 5階 議場                            |
| 開 会 日 時                   | 令和6年6月11日（火）午前9時03分                  |
| 閉 会 日 時                   | 令和6年6月11日（火）午後2時19分                  |
| 委 員 長                     | 坂本 国広                                |
| 委員会出席議員                   |                                      |
| 委 員 長                     | 坂本 国広                                |
| 副 委 員 長                   | 諏訪 三津枝                               |
| 委 員                       | 潮田 幸子      芝寄 和好      西尾 綾子<br>高橋 亜紀 |
| 欠 席 委 員                   |                                      |
| 議 長                       |                                      |
| 委 員 外 議 員                 |                                      |
| 傍 聴 者                     | なし                                   |

議 題

| 議案番号    | 議 題 名                                    | 審査結果 |
|---------|------------------------------------------|------|
| 第 6 0 号 | 鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例            | 原案可決 |
| 第 6 6 号 | 令和 6 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号）のうち本委員会に付託された部分 | 原案可決 |

委員会執行部出席者

（こども未来部）

こども未来部長 小林 宣也  
 こども未来部副部長 佐々木晴美  
 こども未来部参事兼  
 こども応援課長 沼上 早苗  
 こども未来部参事兼  
 子育て支援課長 高子 英江  
 こども未来部参事兼  
 保育課長 矢澤 潔  
 こども応援課副参事 黒巣 弘路  
 子育て支援課副参事 新井 玲奈  
 保育課副参事 富田まゆみ

（健康福祉部）

健康福祉部長 木村 勝美  
 健康福祉部副部長 服部 和代  
 福祉課長 鈴木 恵子  
 障がい福祉課長 野口 豊和  
 健康づくり課長 新島 政博  
 介護保険課長 宮澤多喜也  
 福祉課副参事 長島 正和  
 健康づくり課副参事 中根 洋子

（教育部）

教育部長 鳥沢 保行  
 教育部参与 上岡 勝  
 教育部副部長兼  
 学務課長 池田 耕司  
 教育部参事兼  
 教育総務課長 松本 直樹  
 生涯学習課長 清水 健紀  
 学校支援課長 杉山 賢次  
 スポーツ課長 竹井 豊  
 中央公民館長 新井 隆司  
 教育総務課中学校  
 給食センター所長 関根 好一  
 学務課副参事 伊藤 一途  
 学校支援課副参事 鈴木 聡  
 学校支援課教育支援  
 センター所長 中山 尚子  
 吹上支所副支所長兼  
 地域グループリーダー 吉田 勝彦  
 川里支所副支所長 中越 好康  
 川里支所地域グループ  
 リーダー 生川 由美

書 記 國島 清文  
 書 記 小林美奈子

（開会 午前 9 時 0 3 分）

（委員長）ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。西尾綾子委員と高橋亜紀委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第60号 鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例、議案第66号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分の議案2件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、議案第66号についてはページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

（異議なし）

（委員長）異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

（潮田）委員会資料請求をしたいと思っております。

委員会請求資料につきまして、項目を申し上げたいと思います。まず、議案第60号、次世代育成支援対策地域協議会委員の現在の構成、年齢、所属、役職の一覧。2つ目が、こどもまんなか会議とし、こども基本計画を根拠とした場合の大きく変わるポイント。3番目が、過去5年間の子どもの人数、年齢別、保育所、小規模保育事業所、認定こども園等、未就学児の通園数、また放課後児童クラブの人数の推移及び今後の推計予測についてであります。

あとは、議案第66号につきまして、1つ目が、これは17ページの分ですけれども、低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業についてであります。本年3月議会の最終日に示されました鴻巣市における低所得者支給給付金の概要の資料がありましたけれども、それにプラスして対象世帯数、これは概算でいいのですけれども、及び今回の補正予算で追加となる調整給付の部分を追加したものの。2つ目が17ページの分ですけれども、未就園児預かり保育試行事業についての部分であります。これについて、要綱等がありましたら出していただきたいということを請求したいと思います。

以上です。

（委員長）ただいま潮田委員より議案第60号及び第66号について資料請求がありました。請求のありました資料について、執行部は提出することは可能ですか。

（こども未来部長）議案第60号及び議案第66号、いずれも可能でございますので、この後準備をさせていただきます。

（健康福祉部長）議案第66号について、ご用意させていただきますので、この後ご提供したいと思います。

以上です。

（委員長）それでは、お諮りいたします。

潮田委員より請求のありました資料について、委員会に提出していただくということによろしいでしょうか。

（異議なし）

（委員長）それでは、執行部におかれましては10分程度でお願いできますか。10分程度で用意していただくようによろしくお願いいたします。暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時10分）

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

（開議 午前9時14分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

潮田委員より請求のありました資料について……

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 1 5 分)

---

(開議 午前 9 時 4 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第60号 鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(こども未来部参事兼こども応援課長) それでは、議案第60号 鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、こどもまんなか社会の実現に向け、条例の題名を鴻巣市こどもまんなか会議条例に、会議体の名称を鴻巣市こどもまんなか会議に改め、所掌事務を子ども政策全般とし、より広範囲にわたる協議ができるよう改正を行うものです。

あわせて、附則において、関係する2つの条例において引用している会議体の名称及び条例の題名を同様に改めるため、所要の改正を行うものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(高橋) それでは、議案第60号 鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。

先ほど潮田委員のほうから資料請求をしていただきました①番の次世代育成支援対策協議会委員の現在の構成、年齢、所属、役職のところを見せていただいたのですが、今回のこども計画を策定する、協議する協議会になると思うのですが、こちらの委員たちというのはそのままスライドになるという認識でよろしいでしょうか。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 現在お願いしております委員の方につきましては、そのまま、任期が7年の11月8日までありますので、

引き続きお願いする予定となっております。

（高橋）再質問させていただきます。

こちらは、こども計画の中でこどもまんなか計画というところになると、今回子ども、若者など幅広い子ども政策というところになってくると思うのですけれども、そういったところから様々な分野の委員が構成されることが実効性のある計画書になるのかなというふうに思うのですけれども、今までの委員のメンバーでそういったところというのは問題はないのでしょうか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）今までのメンバーの方につきましては、特に子ども・子育て支援について協議のほうをしていただいておりますので、特に問題のほうはございません。

（高橋）例えば今回新しく子ども・若者計画だったり、子どもの貧困対策、少子化社会対策に関する計画というところが一体的に入ってくるのかなと思うのですけれども、そういったところというのも、今までの委員の方たちというのは、そういう見識のある方というのですか、そういう分野に得意な方というのもしらっしゃるのでしょうか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）今までございました現行の次世代育成支援対策地域協議会につきましては、限定的に子ども・子育ての関係のほうを協議しておりました。今後新しいこども計画を作成するに当たりましては、引き続き、子ども・子育て支援に関する内容に加えまして、少子化対策、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策を含める予定となっております。今までの委員の中で協議をしていただくのと、あと今までの現行の条例の中で必要に応じて関係者のほうに意見等を聞けるというふうになっておりますので、必要であればそちらのほうを活用しまして意見のほうを、協議会のほうに参加していただこうと思っております。

（高橋）そうしましたら、必要に応じてと今お話があったのですけれども、自治体こども計画を策定されるに当たって協議会というのを新規に立ち上げることもできるというふうにたしかになっていたと思うのですけれども、いろんな立場の方から声をお聞きするという意味で、今回は協

議会はそのままという形になるということですのでけれども、新たに何か別の協議会というものを立ち上げるという予定はございますか。

（こども未来部参事兼こども応援課長） 現行の協議内容のほうも含むことがございますので、このまま継続をして審議をさせていただければと思っております。

（高橋） すみません。ということは、つくらないということですよ、今の答弁だと。

（こども未来部参事兼こども応援課長） はい、そのとおりです。

（高橋） 分かりました。

あと、もう一つ、最後なのですけれども、今回こども計画を立ち上げるに当たって、庁内の関係部署、いろんなところとの協力というのが大事になってくるかなと思うのですけれども、教育、福祉、保健、医療、雇用等とかもいろいろ入ってくると思うのですけれども、そういったところの関係部署との連携というのはどのようにされていく予定か具体的に伺いたいです。

（こども応援課副参事） お答えいたします。

今回の計画策定に当たって子ども、若者から意見聴取をしていく中で、もちろんその意見で出てくるものというのは子育て政策に限ったものではないと考えます。そういった中で、各部署のほうにフィードバックを求めまして、計画のほうを進めさせてもらえればと思っております。以上です。

（西尾） では、議案第60号 鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例について、2件質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、7日の質疑の中でほかの議員の方から鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会の委員の中に子どもを入れないのかという質問が出されました。令和5年の4月に施行されましたこども基本法の6つの基本理念の一つの中に「年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること」とあります。今回、名称が変わって鴻巣市こどもまんなか会議になるわけなのですけれども、やはりこども基本法の基本理念を鑑みまして、大人は

現在17名ですけれども、大人17名の会議体とは別に、この際、子どもの委員だけで構成される会議体もつくってはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、2つ目ですけれども……

（委員長）西尾委員、1問ずつで大丈夫です。

（こども未来部参事兼こども応援課長）今、子どもの委員ということがあります。ありますが、まずは今までの会議体を活用しまして協議をしていただきながら、条例のほうにもありますように、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができるというふうになっておりますので、まずはこの手法により、こどもまんなか会議の中で計画策定を進めていきますので、今後幅広く協議をする中で、こういった形の会議にしたいと考えております。

（西尾）今のご答弁、7日の別の議員の質問でもやはり、現在20名の定員の中で17名なので、委員長が必要だと判断した際には3名委員を追加することができるという答弁と今の答弁も同じかと思うのですけれども、例えば大人17名の中に子どもの委員を3名加える、そういうことがもし委員長が必要だと判断してなった場合、どうしても慣れない大人ばかりのところ子どもが堂々と自分の意見を言えるかどうかというのはちょっと難しいかなと思うのです。ですので、やはりこども基本法の基本理念にのっとり、子どもだけでいろんな、\_\_\_\_、いろんな世代の子どもたちを何人か集めて、いろんな意見を言ってもらおうという、そういった場も必要かと思えますけれども、今後検討していく中でそのようなことも少し考慮に入れていただけるといいと思うのですが、いかがでしょうか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）子どもの意見につきましては、子ども、小学生や中学生、またその保護者の方、さらに高校生の方にアンケートのほうを実施しまして、そちらの中で意見を言っていただくような形を取りたいと思っております。

以上です。



（西尾）今の質問の再々質問なのですけれども、こども基本法の6つの基本理念の中に、先ほども申しましたけれども、社会の様々な活動に参加することというの也有るのです。ですので、鴻巣市のほうでつくる会議体に子どもが直接、紙でのアンケートではなくて、タブレットや紙でのアンケートに答えるだけではなくて、会議に自分で参加するというような、そういったもっともっと、受動的ではなくて能動的な機会を大人がつくるということも有効かなと思います。そういったこともやはり考慮に入れていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

（こども未来部長）会議体の中という話なのですけれども、その件に関しましては今後検討させていただきたいというふうには考えております。ただ、子どもの意見を聞くという場を積極的に設けたいと今考えています。具体的には、各児童センター、子どもさんいらっしゃいます。そういった中に入って行って、子どもの生の声を聞いたりとか、7日の質疑のときにもお答えさせていただいたのですけれども、ジュニアリーダーという大学生なりがいますので、そういった方たちが同じ目線、要は年齢が近いところで子どもの意見を直接聞いて、それをこちらにフィードバックしていただくというようなことも考えていますので、まず会議体に今残り3名いるからというお話でしたけれども、それは今後考えてはまいりますけれども、まずは直接現場のほうに入って行って子どもたちの意見を聞く、そういったことを今考えています。いろんな手法を用いてやりたいというふうに考えております。

以上です。

（西尾）では、2問目に参ります。

（委員長）西尾委員、回数制限はありませんので、一応事前にお伝えしておきます。

（西尾）はい、分かりました。

子どもの権利条約というのが1989年に国連で採択されております。これは、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、ご案内とは思いますが、4つの原則がうたわれております。生命、生存及び発達に対する権利、それから子どもの意見の尊重、それから子

どもの最善の利益、差別の禁止、これらの４つの原則の下に子どもの基本的人権を保障するという子どもの権利条約がございます。北本市さんのほうでは、令和４年に北本市子どもの権利に関する条例が施行されております。鴻巣市ではまだ子どもの権利条例はつくられておりませんが、今後の方向性というのがもしあればお伺いします。

（こども応援課副参事）子どもの権利条例の件なのですが、こちらに関しても制定に向けて検討のほうは進めさせてもらえればと思います。

以上です。

（西尾）今後制定に向けて動いていかれるということでお伺いしまして、ありがとうございます。やはり子どもの権利条例をつくることによりまして、今回の鴻巣市こどもまんなか会議、こちらのほうも重層的に深みを持って、厚みを持ってやっていくことができると思いますので、なるべく早く制定に向けて動いていただけるとよいと思いますけれども、今後のスケジュールとしてももし何か決まっていれば、直近でやることがあればお伺いします。

（こども応援課副参事）スケジュールというところなのですが、現状のところだと今年度中に制定ができればというふうに考えております。

以上です。

（芝寄）では、議案第60号について質問させていただきます。本会議の質問、また今日、前質問者２人と重なるところが幾つかあると思いますけれども、よろしくお願いいたします。

委員名簿について、改めてお聞きします。私、これ名称が変わるというふうに聞いたときに、昨年国、こども家庭庁でできたこども家庭審議会の地方版かなというふうに認識をしたのですが、そのような解釈でよろしいのでしょうか。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前１０時０３分）



（開議 午前１０時０３分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（こども未来部参事兼こども応援課長）今回の鴻巣市こどもまんなか会議につきましては、あくまでも市の子ども政策について審議をする場を設ける予定であります。

（芝寄）そうしたら、こども家庭庁のこども家庭審議会の内容もほぼほぼ今言われている内容と似ているところを審議しているところだと私は認識しています。その中で、これ発足したときには、委員会の委員の中身というのはやっぱり団体だとか、いろんなところ、そういった学識経験者というのが多かったのですけれども、すぐに学生、子育て中の国民、あともう一つ何かあって、一般から入れている方、実に今子どものことに関してやっている方をその審議会に入れているはずなのです、六、七名。私は、これを見たときに、公募という方がどのような方なのかなというのはちょっと分からないのですけれども、そのような今まさに直面している方たち、学識経験者も絶対必要であります、生の声を会議の中で発言してもらおうということが非常に必要だと思います。先ほど言った委員の名簿についても、そこは検討課題になるのかもしれないけれども、この場合、こういった問題って早い動きが必要だと思います。せっかく発足したのに。その辺どう考えているのかお聞きします。

（こども未来部参事兼こども応援課長）委員の中に公募の方がいらっしゃいます。実際に子育て中の方もその中には含まれております。また、青少年健全育成の関係のことをやられている方もいらっしゃいます。幅広いメンバーのほうで構成はされていると考えております。

（芝寄）では、またすみません。その中で、先ほど西尾委員のほうから子どもの参加という話もありました。これもすごく必要かな。でも、これは別のものでいいかなと思いますけれども、この中に先ほど言った学生を入れるということも私は、18から22のこれからいろいろと結婚なり、子どもなりとか、そういった段階に入り込む人たちの意見も非常に必要だと思うのですけれども、学生だけではなくても二十歳とか21のそういった方というのをぜひ入れるべきだと私は思うのですけれども、見解をお聞かせください。

（こども応援課副参事）今回の計画策定におきましては、先ほどこちよつと説明のほうをさせていただいているのですが、必要に応じて招集、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができるというふうに条例上もなっていますことから、こちらを活用してまいりたいというふうに考えております。まずはこの手法で、こどもまんなか会議の中で計画策定に向けた議論を進めながら、今後子どもに関するより幅広い議論をしていく上でこういった形の会議体がいいのかというところ、委員の構成等も含めて検討を進めさせてもらえればと思います。

以上です。

（芝寄）では、委員の構成を含めた検討をしていくというお言葉をもらえたので、これは終わりにいたします。

同じところで、ちょっと確認なのですが、委員の年代別委員数の中で不明1人というのが、年代が、これがちょっと気になったので、お聞きさせていただきますか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）年齢が不明の方につきましては、この中で保健所から来ていらっしゃる方がいるのですけれども、その方についてはちょっと年齢のほうが分からない状況になっております。

（芝寄）ありがとうございます。

最後に、これから会議の中で行っていく中で、新しいということで、こども計画進捗管理というものを今、市の中で拝見させていただきました。これを具体的に少し教えていただけますか。

（こども応援課副参事）今回のこども計画の策定の中で、まず目標に向けた様々な指標みたいなところを設けるような形になると思います。これは、従来の子ども・子育て支援事業計画とも同じなのですが、そういったところで現時点での目標に対する現在地というところをチェックしながら計画のほうを進めていくという形になります。

以上です。

（潮田）前任者もいろいろ聞いてくれていますので、当初やろうと思っていた質問と少し違ってくるのですけれども、最初にこの次世代育成支援対策地域協議会委員名簿で、まず任期が示されておりますので、これ

だと2年なわけですがけれども、実質的にはこの中で1年で交代してしまう方とか、充て職でなっている方とかで途中で交代とかというのものもあると思うのですけれども、そういう可能性のある方はこの中でいうとどういう方、PTA連合会だったりとか、自治会連合会だったりとかってなると当然途中で替わってしまうのかなと思うのですけれども、この中で何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）今委員のほうからお話があったように、確かにPTAの関係の方ですとか自治会の関係の方につきましては、役職が替わると人も替わってくることになります。人数につきましては、約……すみません。今現在分かっているのは1人になっております。

（潮田）そうですか。分かりました。そうすると、では皆さんが責任を持って2年間の任期でこども計画のほうを皆さんやっていただける方ということでもいいのでしょうか。自治会連合会とかなんかも替わる……今替わらないかな。だけれども、ちょっとやっぱりこれって充て職の場合替わる心配があるかなと思っていて、要はこのままの委員でやっていくということで、そのまま名前が変わるだけという表現はあれですがけれども、ということですがけれども、これ国のほうでこどもまんなかのふうになっていくときに、こういった審議の選定基準というのも国としては何も変わらない、何かそういったものはあるのでしょうか。これはあくまでも市で決めている選定基準ということになるのでしょうか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）選定基準につきましては、市のほうで決めている選定基準で行っております。実際この2年間でという今お話がありましたが、やはり先ほども申したとおり、充て職といいますか、PTA関係の方なんかは毎年人が替わったりですとか、自治会連合会の方なんかも役職が替わったりすることもありますので、今現在分かっているのは1名が替わるということは分かっておりますが、今各団体のほうに確認を取っている最中ですので、実際に何人この後替わるかというのは、ここではちょっと人数のほうの把握はまだできておりません。

（潮田）分かりました。市で選定基準を設けることができるということであれば、ちょっとここら辺も今後大きく変わるときでもあるので、選定基準を検討していく必要もあるのではないかなと思うのですけれども、そういった考えは今のところはないということになるのでしょうか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）現在、条例のほうの第3条の中で、子育て支援サービスの利用者、構成メンバーのほうですね、子育て支援サービスの利用者、地域団体の代表者、関係機関の代表者、識見を有する者というふうになっております。こちらのほうにつきましては、現在のところこのままということで考えております。

（潮田）すみません。しつこく聞く理由が、やはり以前議員がいろんな審議会に参加をするということがありました。今は、その形は都市計画審議会以外はないのですけれども、以前自分がそういう学校給食の審議会に入っていたときに、全然子どもに縁のない、縁のないというかな、お孫さんもない、別に子どもと違って全然縁がないのだよという方とかが充て職で入っていたということがあって、そういう方だと、その方もどう審議していいのか分からないのだよとおっしゃりながら参加をされていたということがございました。これだけ大事なことを決めることなので、今後についてはちょっと考慮していただきたいかなというふうに思います。すみません。

もう一点確認なのですけれども、鴻巣市障がい者団体支援団体連絡協議会ってありますけれども、これは障がいのあるお子さんたちを育てている方の世代ということでしょうか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）こちらは、事業者の方になります。

（潮田）そうすると、障がいのあるお子さんたちを育てている親御さんとかではなくて、あくまでも事業者の方ということ。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

この方もお子さんもお持ちの方ですので、実際に子育て等もされている方でこういった団体のほうから出てきていただいているというところでもあります。

以上です。

（潮田）すみません。私が確認をしたかったのは、障がいのあるお子さんを育てている場合とそうでないのとでは随分と違うかなって、今回もこどもまんなか会議の中で国のほうの要綱を示していただいた中でもそういうものがありましたので、そういった配慮ができる方はこの構成メンバーの方にはいらっしゃるのでしょうか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）公募の中で障がいのお子さんを育てていらっしゃる方がいらっしゃいます。

（潮田）分かりました。

そういたしましたら、今回大きく変わるポイントについての資料請求もさせていただきました。これがニューのところですよ。ニューというところが大きく変わるところということでありますけれども、実質的にこどもまんなか会議になったことで変わることというのをもうちょっと具体的に分かりやすく教えていただけますか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）まず、現行の次世代育成支援対策地域協議会をこどもまんなか会議に改組することによりまして、従来は子ども・子育て支援に限られた内容を検討してまいりましたが、今後は子ども政策全般、具体的には、資料のほうにもありますように、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策、少子化対策に関することにつきましても幅広く議論することができるものとなっております。あと、子ども権利条例につきましても併せて検討することになっております。

（潮田）そうすると、今回会議体の名称が変わることでありまして、何か鴻巣市が大きく変わる、制度が何か変わるということではないということでしょうか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）制度が大きく変わるということとはございません。

（潮田）これに関連してですけれども、こどもまんなか応援サポーター宣言というのが鴻巣市、5月5日、大々的に行われました。そこから関連して変わることというのも、これもこども応援課のほうのでもいいのかな。ちょっとこれ市長のほうが結構大きく宣言されているかなと思うの

ですけれども、たまたま名称がこどもまんなかという言葉であったことも含めまして、何か大きく変わるものってある、このこどもまんなか応援サポーター宣言も含めて、こどもまんなかという言葉から引き出される何か変わるものってあるのでしょうか。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

ご案内のとおり、市長が５月５日にこどもまんなか応援サポーターを宣言させていただきました。こちらのほうは、今年度、市のほうで市政運営の３本柱の一つとして子ども・子育て支援の充実を掲げているところなのですけれども、もともと鴻巣市のほうでは、子ども政策、力を入れて取り組んでいるというふうに考えております。こうした中で、この取組を市内外に効果的に表明するために、その手段としてこどもまんなか応援サポーターを宣言したという形になりますので、このサポーター宣言自体で何か取組自体が大きく変わるということではないのかなというふうに考えます。

以上です。

（潮田）ちょっと次の質問になりますけれども、鴻巣市こども計画策定スケジュールを、これは今年度中にやるものということによろしいのでしょうか。すみません。今年度といっても、もう少し……いつぐらいまでに計画をつくり、いつぐらいのときまでに議会に報告というか、ただけるといふふうに思っているのか伺います。

（こども未来部参事兼こども応援課長）まず、夏頃にアンケートを通して、また児童センター等へ出向いてヒアリング等をして、子どもの意見聴取のほうを行う予定となっております。年内に計画の素案を策定する予定です。その後、年が明けまして１月から２月にかけてパブリックコメントを実施し、３月末には計画のほうを策定する予定となっております。

（潮田）子どもたちの声をどう聞くかというところを今まで前任者も何人か聞いていましたけれども、教育のほうにちょっとお伺いしたいのですけれども。タブレットが１人１台みんなありますよね。私、子どもたちの教育って自分たちが参加するということだと思うのですけれども、



こども計画をつくるに当たって、タブレットとかで募集することもできるということを国でも言っているのですけれども、こういったことを例えば、今からだと難しいのかな、夏休みの宿題とかで、自分はこういうのを鴻巣市の未来に向かってやったらいいと思うとかというような声をタブレットで募集するとかということをできないかなと思っているのです。こどもまんなか社会というふうに言って、こどもまんなか宣言といっても大きく変わることが制度的にはないという中で、子どもが真ん中である、これはあくまでも子育てをする大人目線かなという部分がすごくあるのですけれども、子ども目線の声というのを、未来議会がありますけれども、未来議会って、はっきり言ってあれ代表ですから、これだけたくさん子どもたちがいて、各学校からの代表とかいうのではなくて、誰でも声を出していいのだよって、そしてまた自分たちが出した声が鴻巣市の少しでも未来に関わるのだよってすごく大きな教育だと思うのですけれども、そういったようなことというのは教育のほうでやっていくってできるのでしょうか。そういったことを検討してもらおうとかというのはできないかなと思って伺いをしたいのですが。

（委員長） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前 10 時 22 分）

---

（開議 午前 10 時 24 分）

（委員長） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

（学校支援課長） お答えいたします。

委員さんのおっしゃることは、理論上というか、タブレットの端末では可能かと思うのですけれども、学校では一方、児童会や生徒活動でそういった学校の自治とか、さらに学校をよくしたいとか、そういったところも吸い上げているところもございますと同時に、学校によっては総合的な学習の時間等で真によりよい地域にしていこうとか、そういった学習も取り組んでいるところもございます。まずは教育活動のところが優先というところもあるのですけれども、ちょっと様々調整が必要なのかなというふうに認識はしております。現時点では、できるかできないか

というところはちょっとまだお答えできません。申し訳ございません。  
以上です。

（潮田）タイムスケジュール的に難しいとかというのも、また先生たちに説明をするとかというのも難しいというのは分かるのですが、今回子ども権利条例のほうも市としては考えている。そういったものを考えるときに、子どもの一人一人に声を聞くというのは私はすごく大事なことだと思っていて、そうではないと、自分が関わったことには皆さん、大人でもそうですけれども、一生懸命ですけれども、自分が関わらなくて、ほかのところが、ほかの人が勝手につくったものは自分は関係ないというふうに思ってしまうかと思うのですが、今後の教育の上でも、主権者教育の部分もそうですけれども、自分自身が主体者になるという意味でも非常に重要なことだとは思いますので、せっかく今年度鴻巣市がこどもまんなか応援サポーター宣言もやる、鴻巣市は一生懸命子どもたちを応援しているのだよということを言っても子どもたちには響かないかなって。であるならば、ちょうどいいタイミングかなというふうに思いますので、これについてはちょっと検討をしていただきたいかなというふうに思います。先ほど答弁の中で、いろいろな活動でみんなからの声を吸い上げているというのはありましたけれども、それがどこまでこども未来部のほうに反映されているのかなというのはちょっと私としてもクエスチョンなのですけれども、実際そういったような吸い上げたものというのは、こども未来部のほうには報告とかって何か、そういうルートってあるのでしょうか。

（こども未来部長）こども未来部と教育部の中での連携というのはさせてはいただいております。具体的には、児童虐待ですとか、そういったケースをいろいろとやり取りをして、連絡は密にしております。ただ、発展的な形の連携がされているかということ、そこはちょっと今後検討課題かなというふうに捉えておりますので、こどもまんなかは別にこども未来部だけの問題ではなくて、鴻巣市あるいは日本として、国としてこどもまんなか社会を実現するという理念に基づいていますので、教育部とも今後なお一層連携をして取り組んでいきたいというふうに考えてお

ります。

以上です。

（潮田）まさにこども大綱で言っていたのはそこかなというふうに思います。子どもを育てていくというのは当然両方なわけですが、なかなかその連携というのが、法的なものが難しいとかというのもあって、だけれどもこども大綱ができて、今回こどもまんなか会議という名称になった。子どもを真ん中にするのですから、そういった会議になった以上は、今までと制度が大きく変わるものではないということでありましたけれども、だったら名前を変えるだけで意味がないというふうに考えますので、その連携を教育とこどものほうでしっかりとやっていただきたいというふうに考えます。

あと、次のところで、過去5年間の子どもの人数制限、保育所、小規模保育事業所、認定こども園等、未就学児の通園、放課後児童クラブの人数の推移及び今後の推計予測というのを資料として請求をさせていただきました。こどもまんなか応援サポーター制度の中でも市長も言っていましたけれども、7年間連続で転入超過であるということ、子育て世帯が増であるということをおっしゃいました。ただ、でもこれを見ていくと、幾ら転入超過とはいっても子どもたちは確実に減っています。日本の全体の流れの中でございますので、これを食い止めるというのは非常に難しいと思うのですけれども、そういったところから考えると、子どもを育てる環境として今鴻巣市にとっての課題というのは何というふうに、子どもたちの人数のことからいくとですね、単純に生まれる人数だけではなくて、今保育所に行くというのは働き方が随分変わってきているかなというところだと思うのですけれども、でもこれが、子どもの人数は減る、だけれども保育所等に預ける人は増える、だけれども実質的にはどんどん減っていているという状況の中で、今市として考えている保育とかというところについての課題というのはどういったところになるのでしょうか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）これまで鴻巣市では、子どもの医療費の無償化ですとか、保育施設、放課後児童クラブの整備による待

機児童ゼロの継続、あとは先進的なＩＣＴ教育、ＩＣＴ環境の整備などを行ってまいりました。その成果としまして、近年鴻巣市の人口のほうの社会増があると捉えております。今回、こども計画の策定に当たりまして子どもたちの意見を聴取していく中で、子どもたちのほうがどのように考えて、どういったことを望んでいるのかということをつかえまして、新たな課題が見えてくるものと考えておりますので、子どもの意見聴取をしていきたいと思って、そのような中から課題のほうをつかえていきたいと思っております。

（潮田）すみません。今の答弁で子どもの意見を聞くというのは、年齢層でいうとどこら辺の子どものことを指しているのでしょうか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）まずは、今年度アンケートを実施します小学校５年生、中学校２年生、あとは高校生の意見、それと先ほどから申し上げておりますが、児童センター等に出向きまして、子どものほうの意見を聴取する予定としておりますので、その年代のお子さんたちの意見を聞いていこうと考えております。

（潮田）それはそれですごく大事だと思うのですが、ちょっとまた確認です。今の小学校５年生、中学校２年生は、タブレットを利用するのでしょうか。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

一応想定しているのが、子どもと、あと保護者の方に回答をいただく、子どもさんと保護者の方がひもづくような形で回答をいただくようなことを想定しています。なので、実態としては家庭での回答になるのかなと思っています。ですので、ＱＲコードを読み取ってもらって、そこからウェブで回答していただくというふうな形になってくるので、もちろんＩＣＴ端末でも回答はできますし、あるいは携帯電話、スマートフォン等からも回答はできるというふうな形でのアンケートを考えております。

以上です。

（潮田）それは、教育のほうとは連携は取るということによろしいのでしょうか。

（こども応援課副参事）教育現場のほうとも調整のほうをさせていただいております。その方向で調整を進めさせていただいております。以上です。

（潮田）そうすると、先ほどこちょっと難しいというような教育のほうからは答弁があったかと思うのですけれども、その整合性ができないかなと思うのですが。

（こども応援課副参事）今回のアンケートにおきまして、子どもさんだけの回答であれば、例えば授業の一環としてその中で回答いただけるということもできるのかなとも考えたのですけれども、親御さんとひもづけて回答いただくというふうなところを想定しておりますので、教育現場というよりかはもう家庭のほうで、お子さんはお子さん、親御さんは親御さんという形で回答いただくことを考えております。以上です。

（潮田）それについても、親子でタブレットをのぞきながら一緒にやるという発想というのはできないものでしょうか。要は親子でタブレットを一緒に見るというのもすごく大事なことだと思うのですけれども、そういったような話合いとかというのは、教育のほうと一緒に話し合うとかというのはできないものなのでしょうか。

（こども応援課副参事）アンケートの内容としまして、例えば親御さんの収入ですとか家庭的なところというのも、子どもの貧困というところに関しても今回の計画の中に盛り込んでいく中でお尋ねしようと考えております。そういった中から、お子さんはお子さん、親御さんは親御さんの回答になるのかなというふうに考えております。以上です。

（潮田）ちょっと私には理解できないかなというところですか。やはりそれ別に、子どもたちの分は子どもたちのほうで学校のほうにやってもいいのではないかなというふうに思うのですけれども、でも親子でというふうになると、でも親子一緒にはやらないということですよね、今の答弁からすると。であるならば、子どもたちは子どもたちでやるということでもいいということになるかと思うのですけれども、一緒に書かなけ

ればならないというようなものではないということによろしいのでしょうか。

（委員長） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前 10 時 35 分）

---

（開議 午前 10 時 39 分）

（委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（潮田） すみません。まず、ちょっと確認をしたいです。先ほどの小学校 5 年生、中学校 2 年生に行うアンケートというのは、声を聞くという先ほどちょっと表現がありましたけれども、というよりは実態調査とかということになるのでしょうか。または、目的というものがどういったことが目的のアンケートというものなのか確認いたします。

（こども応援課副参事） お答えいたします。

もちろん実態調査というところもあるのですが、子どもさんがどういうふう to 考えているか、例えばふだんの居場所だったりだとか、あるいは鴻巣市が今後どういうまちになってほしいだとか、そういったところの質問等も聞いていこうと思っています。あわせて、自由記述なんかも設けさせてもらえればと思っています。親御さんと併せてというところなのですが、子どもの貧困というところについても今回の計画の中では盛り込んでいく中で、例えばなかなか聞きづらいところではあるのですが、収入状況によってお子さんの考えがどう違うかであるとか、そういったところについても統計を取らせて、集計のほうを取らせていただいて、計画のほうに反映できればというふう to 考えております。

以上です。

（潮田） そういたしますと、これはアンケートといっても、今統計という言葉が出ましたけれども、統計を取ることに意味があるのではなくて、一人一人の状況が分かるということに意味があると思うのですが、その情報、個人情報ですから非常に難しいものではあると思いますが、学校のほうとの連携というのはどのように取るのか伺います。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

今回のアンケートの実施に当たりまして、先ほどもご説明したとおり、ウェブで基本的には取っていただこうと思っているのですが、その文書のほうは学校を通じて配布のほうをさせていただければと検討しております。それで、教育現場のほうとも連携のほうを取らせていただいております。

以上です。

（潮田）それで、最終的に確認いたしますが、そういったアンケート、貧困のこととかもやるってなると、今って家庭訪問が昔と違ってなくなってきていて、先生たちもその家庭の様子がなかなか分かりにくいという状況があるかと思いますが、そういった意味でのこのお子さんにこの配慮が必要とかというようなことまで確認が取れて、そこまでが連絡取れるということですか。それとは別ということになるのでしょうか。

（こども応援課副参事）あくまでも名前等は明記いただかない想定です。ですので、どこの世帯がというところに関しては、ちょっとこちらのほうで把握するのは難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

（潮田）ちょっと納得し切れないですけれども、取りあえず分かりました。これについては、ちょっとまた今後いろいろと話を聞いて、細かく担当とまたよく話をしていきたいというふうに思います。これについては、この議案第60号については以上でいいです。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時43分）



（開議 午前10時58分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

西尾委員より発言を求められているので、発言を許可いたします。

（西尾）先ほど私の質問の中で、子どもだけの会議体をつくってはどうかという趣旨の質問の中で、———ということを出言もしましたがけれども、それですと非常に子どもの範囲が限定

された年齢になってしまいますので、この————  
————と申しましたところは発言取消しさせていただきたく、よろしく  
お願いいたします。

（委員長）発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（何事か声あり）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前 10 時 59 分）

———— ◇ ————  
（開議 午前 11 時 00 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

————という部分について、西尾委員の発言  
の取消しについてはご了承願います。

西尾委員の取消しについて、何かご異議はございませんか。大丈夫です  
か。

（異議なし）

（委員長）それでは、ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

ほかに質疑はありませんか。

（諏訪）では、議案第60号 鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会条例  
の一部を改正する条例に対して、質疑を2点させていただきます。

まず、1点目なのですが、こちらこども基本法を基にして総合的  
かつ計画的に推進をするために条例を改定するということがまず第1条  
に書かれております。このこども基本法というのが2022年に制定されて  
います。このこども基本法をまずどのように捉えているかということと、  
第2条第2項の子ども施策についてを伺いたいと思います。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前 11 時 02 分）

———— ◇ ————  
（開議 午前 11 時 03 分）



（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（こども未来部参事兼こども応援課長）先ほどのご質問のありましたこども基本法をどう捉えているかということですが、こども基本法の目的でもあります次代の社会を担う全ての子どもが生涯にわたって人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらずその権利の擁護が図られ、生涯にわたって幸せな生活を送ることができる社会を目指しているというふうになっておりますので、市としてもそちらのほうとして捉えております。

こども基本法第2条につきましては、そちらのほうにもこども施策のほうの規定がございますが、まず子どもに対しては、新生児から段階を経て大人になるまでの心身の発達の過程に応じて切れ目なく支援を行う。また、子育て世代に対しましては、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて支援を行うなど、あとは家庭における養育環境、その他の子どもの養育環境の整備をするということで、幅広い子ども施策を考えております。

以上です。

（諏訪）日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとりというのが第1条に書かれておりまして、第2条では、ただいまご答弁いただきましたように、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するために、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援ということで、これを目的としながら条例の制定を行うということをしていただいまして、ただいまご答弁いただいたのですけれども、もちろん子どもを真ん中にするために大人社会をどうしていくかという、そういうことが含まれていると私は感じているのですけれども、この条例制定の必要性といいますか、次の質問に入りますけれども、貧困、少子化対策などがこの条例制定の目的でもあるかと思うのですけれども、このこども基本法に基づいた条例以外に、他の条例ではこの貧困、少子化などはどのように組み込まれて、取り組まれているのか、今回の条例案との相違といいますか、そこを教えていただきたいと思います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 06 分)

---

(開議 午前 11 時 07 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 今のご質問の関係なのですが、市としまして少子化対策ですとか貧困に関する条例のほうはございませんので、これからできますこども計画に基づきまして、そちらのほうも併せて行っていく予定です。

以上です。

(諏訪) 今回このこども基本法ができるときに、様々な論議が国会のほうではされていたと私は思っているのですが、この基本法の中に、先ほど前任者もお話がありましたけれども、子どもの権利条約の文言が全く入っていないという、そういった基本法となっておりますけれども、条約の文言もない中で条約に似たような基本法となっているというところで、市としてこの条例に、先ほど子どもの基本条例の制定も今年度検討するというようなご答弁されておりましたけれども、その以前に子どもの権利条約に基づいた条例の中身にしていくということはお考えになりますでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 09 分)

---

(開議 午前 11 時 12 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 子どもの権利に関する条例につきましては、別に策定する予定になっております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（西尾）では、議案第60号 鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論させていただきます。

鴻巣市こどもまんなか会議条例は、第1条に、こども基本法に規定するこども施策を総合的かつ計画的に推進するとあります。こども基本法の6つの理念の中に、子育ては家庭を基本とする。家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会という文言が含まれております。家庭ありきの理念に基づいてつくられたこども基本法ではなく、子どもの基本的な人権を主眼に置いた子ども権利条約をベースとして本条例はつくられるべきものとの考えから、本議案に反対させていただきます。

以上です。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（諏訪）では、議案第60号 鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をいたします。

今回のこども基本法は、2022年にこども家庭庁の設置法とともに制定されたものです。条約が掲げている子どもの最善の利益、生命、生存及び発達に対する権利、意見表明権、差別の禁止の4原則を保障することが大変大切だと思います。この子どもの権利条約の文言が基本法の中にはありません。今回この基本法を基に条例を改定するということですが、こども基本法の中にその基本理念、3条5項にこどもの養育は家庭が基本と明記されています。これは大変重大なことです。養育は家庭が基本というのは、歴代の政権が児童扶養手当や生活保護の改悪など、子育て支援の後退を合理化する理由として強調されてきたものだからです。虐待や貧困、ヤングケアラーなど、家庭の中で苦しむ子どもたち、また保護者をさらに追い詰めるようなこども基本法だと思います。それにのっとった条例に関しては、到底賛成できるものではありませんので、反対といたします。

以上です。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第60号 鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（高橋）それでは、議案第66号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）、2点質問させていただきます。

17ページ、真ん中の保育所費、備品購入費、保育課の未就園児預かり保育試行事業のところで質問させていただきます。こちらは、新たに始まりますこども誰でも通園制度のエアコン設置ということですが、ちょっとお聞きしたいのが、このこども誰でも通園制度というのは一時預かり事業とはまた別になるのでしょうか。今までひまわり保育園には一時預かり事業というのはやられていなかったのでしょうか。ちょっとその辺の違いというのはのですか、詳しく教えていただきたいのですけれども。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

今回こども誰でも通園制度の未就園児預かり保育試行事業というのをを行うのですけれども、一時預かり事業と何が違うのかということで、一時預かり事業につきましては、実施要綱により、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより一時的に家庭での保育が困難となった場合等、

子どもを預けるための事由が必要になります。一方、未就園児預かり保育試行事業につきましては、こども誰でも通園制度の試行的事業実施要綱でも理由を問わず時間単位で柔軟に利用できる制度として位置づけているということで、こちらのほうが大きな違いになっております。以上です。

（高橋）ありがとうございます。分かりました。目的は分かったのですが、その内容が、実際にお子さんを預けた場合、一時預かり事業とこども誰でも通園制度、内容というのは具体的にどのように違うのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）内容的なものにつきましては、一時預かりのほうにつきましては、午前中の預かりとか、半日または一日の預かり、未就園児預かり保育試行事業につきましては1時間での預かりも可能ですし、10時間という上限はあるのですけれども、時間単位で預かることができるということで、もちろん理由は必要ないという形になります。

以上です。

（高橋）ありがとうございます。一時預かり事業に関しては、保育するお部屋で預かっていただいて、今回のこども誰でも通園制度というのは子育て支援センターの中で見てもらえるということでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）今回、子育て支援センターの中で一時預かりも未就園児預かり保育試行事業も行うのですけれども、一時預かりと未就園児は同じ部屋の中で一緒に基本的には行っています。

以上です。

（高橋）同じお部屋というと、子育て支援センターの中で、では3つとも、子育て支援センターに来る方というのは、恐らくお母さんとか誰か保護者の方が子どもを連れてきて、その場で見て、保護者の方がいるという認識ですよね。一時預かりはお預かりをする。誰でも通園制度も預ける。3つとも同じお部屋で同じ空間にいるということですか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

今回、支援センターは支援センターのお部屋というのがございまして、

一時預かり事業と未就園児預かり保育試行事業につきましては、その2つの部屋が、今回エアコンを交換するお部屋のほうでそちらのほうの事業を行っていく形になります。

以上です。

（高橋）では、別ということですね。ありがとうございます。では、一時預かりの事業とこども誰でも通園制度は同じお部屋で預かるのだけでも、金額が違うのですね。結構かなり違いますよね。金額の違いというのをちょっと教えていただいてもいいですか。

（こども未来部参事兼保育課長）一時預かり事業につきましては、鴻巣市民の場合につきましては、3歳未満児の場合、1日に2,200円、半日の場合には1,100円という形になっております。一方、未就園児預かり保育試行事業につきましては、1時間当たり300円ということになっております。

以上です。

（高橋）どちらも市内の方のみですか。市外の方も利用はできるのですか。

（こども未来部参事兼保育課長）一時預かり事業につきましては市外の利用も可能なのですが、料金のほうがまた異なっております。未就園児預かり保育試行事業につきましては、市内の方が限定になります。

以上です。

（高橋）ありがとうございます。

それでは、続きまして19ページ、教育費、教育指導費、備品購入費の学校支援課の適応指導教室活用事業のところでお伺いします。こちら新たに始まる教室のこちらもエアコン購入ということなのですが、これもちょうと私も確認したいのですけれども、鴻巣中学校でしたらさわやか相談室だったかな、があったと思うのですけれども、そのさわやか相談室と今回の新たにできる適応指導教室というのは別なものになりますか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。

さわやか相談室、中学校全校に設置されておりますが、こちらの相談室につきましては、児童生徒や保護者からの不登校のご相談を受けたり、お部屋でお気持ちが不安な方についてリラックスしていただいたり、そういった主な目的で設置をされておりました、さわやか相談員が配置されているところでございますが、こちらにつきましては、さわやか相談員は教員免許を必要としていないという状況で採用しておりました、勉強とか自習とか、そういったものに対しての対応というのはあまり、環境としては、勉強は教えたりするということは想定をされていないお部屋となります。現状、そういった自習などご利用されている方もいるのですが、今回の校内教育支援センターにつきましては、全てのお子さんに学びの保障、特に不登校のお子さんに対して、学校には来られるのだけれども、教室に入れないというお子さん、でも勉強したいというふうなお子さんに対して、新たに1部屋、空き教室を活用しまして、指導員をつけて、そちらのほうで自習のサポートをしたり、また行事等の参加を随時担任と連携を取りながら図ってご利用いただくような目的で設置されるお部屋になります。

以上です。

（高橋）分かりました。では、さわやか相談室とは別の部屋を新たに設けるということで、恐らく教室に行けない子がそこに、今さわやか相談室に一日いるのだよというのはよく聞いているのですけれども、ではそこではなくて勉強したいよという子が今度そっちの部屋に、ステップアップではないのですけれども、行けるようになる。もともとある川里の教育支援センター、名称合っていますか。川里のもあると。そこもまたちょっと機能が違うというお話があったと思うのですけれども、では今のお話ですと、さわやか相談室と今度できる適応指導教室と川里にある教育支援センターの中のその3つというのは全て機能が違うということでよろしいですか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。それぞれ今お話のありましたさわやか相談室、それから今度つくります校内教育支援センター、それから川里にございますL e t ' s 教室、適

応指導教室につきましては、まずご利用になるお子さんの状態によってご利用の使い分けといたしますか、そういったものが可能かなと思っております。それぞれを、校内教育支援センターはこれからつくりますが、さわやか相談室と適応指導教室、川里の教室を併用されている方もおりまして、ただやはり大きく違うのが、さわやか相談室及び今度つくる校内教育支援センターは学校に登校ができるお子さん、クラスにはちょっと入れないけれども、入りにくい、集団生活、集団学習を行うことがちょっと不安が大きい方が、でも学校には通えるというふうなお子さんがご利用いただく場所として、さわやか相談室は相談員と相談をしたり、リラックスしたりする場所として、今度つくる校内教育支援センターは新たな学びの保障として学校に通えるお子さんにご利用いただくという想定しております。それから、教育支援センター、川里にございますこちらのほうにつきましては、やはりちょっと学校になかなか足が向かないお子さん、そういったお子さんで、ただご自宅からは出ることができて外出が可能なお子さんで、やはり人とのつながりを求めたり、そういう行事等に参加したいというふうなお子さんが主に通っていらっしゃるというようなすみ分けが今お子さんの状態によってあるのではないかなというふうに考えております。

（高橋）ありがとうございます。そうしましたら、さわやか相談室は相談をして、ちょっと先生と一緒に話したりとかしていただける場所。今度新たにできる教室というと、学びができるというのは、授業をしっかりとやってもらえるということなのですか。そこで教育環境というのですか、川里の違いもそうなのですかけれども、教育をやってもらえる環境というのはどんな感じなのか、ちょっと詳しく教えていただけますか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））今度つくります校内教育支援センターにつきましては、やはり教員の免許を持つ指導員を1名ずつ配置予定になりますが、そういった中で自習のサポート、自習が中心となりますが、複数お子さんがご利用する中でそれぞれのお子さんの学びの課題といたしますか、現状の進み具合がございますので、クラスの担任の先生と連携を取りながら、時間割に主に合わせて、この時間は



この教科をやってみようというふうな形で、例えばタブレットのドリルパークですとか、あと副教材、ドリル等を活用しながら、お子さんそれぞれの学びを進めていただける場という想定になります。川里の教育支援センターにつきましても、やはりこちらにつきましても自習が中心となりますが、教員免許を持っている複数の指導員がまず自習のサポートを行うこと、それからやはり学校に通うことがなかなかかなわないお子さんたちになりますので、今こちらは午前中設置しておりますが、朝9時半くらいに登校しまして、ラジオ体操をやったり、散歩をしたり、それから自習をする中でも、例えば校外といいますか、活動としましてはちょっと花壇の整備をしたり、レクリエーションをやったりとか、そういった形で少し生活リズムを整えたりしながら、状況が許せる方は給食を食べに学校に行ってみたりとか、あと放課後登校されたりとか、そういうふうな形で少し似てはおりますが、活動はやはり生活リズムを整えたり、そういう体験を増やしていただくような内容かなというふうに考えております。

以上です。

（高橋）分かりました、何となく。それぞれの機能が違っていて、ステップアップになって、その子に合ったところを選べるというふうな印象を受けたのですけれども、ということは、幾つかあるというのはとてもいいなと思ったのですけれども、やっぱり子どもにとってステップとしてまず外に出て、さわやか相談室で人との関わりができて、ではちょっと勉強してみようかなとかってなって学びができるようになってとかという形でステップアップしていくのがとてもいいと思うのですけれども、そういったところを全ての3つの先生方というか、連携というのはどんなふうに取りっていく予定でしょうか。具体的にそこも伺いたいです。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））今委員さんのご質問いただいたとおり、そこのところは今年度の取組の中の1つ重要な、やはり連携というのが非常に大事だと考えておりまして、さわやか相談室と校内教育支援センター、それから適応指導教室をそれぞれご利用が可

能なお子さんも場合によってはいると思いますし、そういった中で1人のお子さんをこちら、例えば川里の適応指導教室を利用しているお子さんがちょっとステップアップにさわやか相談室を利用してみたいとか、そういったところをやはり学校の校長先生や担任の先生といつも情報交換しながらやっておりますが、校内でのそういったさわやか相談室と校内教育支援センターの連携につきましても、ご利用に当たっては、まず担任の先生からのご案内ですとか、ただそのお子さんが、その日の体調等によって、今日はさわやか相談室に行くよとか、そういったところについてもお選びいただけるような、そういった連携に努めてまいりたいと思います。

以上です。

（西尾）では、議案第66号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）について幾つか質問をさせていただきます。

まず、17ページの保育課の未就園児預かり保育試行事業についてですけれども、80万円というのはエアコン修理費用ということで分かりました。伺いたいのは、こども誰でも通園制度、これについてなのですけれども、保育士の負担を心配しております。今日潮田委員の要望の結果入手させていただきました資料を見ますと、令和6年度で1歳児が鴻巣市は718名、保育所入所している1歳児の方が334名。そうしますと、この誰でも通園制度を利用する可能性のある1歳児は384名ということになるかと思います、単純に計算しまして。令和6年度、2歳児は鴻巣市739名おりまして、保育所に入所している方は407名。ということは、この誰でも通園制度を利用する可能性のある2歳児は、今のところ332名であるかと思います。毎日保育園に通い慣れているお子さんたちと違って、ふだん通い慣れていないお子さんが行かれるということになると思います。それぞれお子さん、もちろんいろんな個性がございます。それから、毎日顔を合わせている周りのお友達とはやっぱり違う顔ぶれになりますし、お世話をする保育士さんとも初めて顔を合わせる場合が多いかと思います。そういった意味で、毎日通っている園児たちとはまた違う意味での大変さがあると思います。それに加えて、やっぱり小さいお子さん、

ちょこちょこ、ちょこちょこ動き回ったり、ちょっと目を離してしまうと危険な目に遭ったりということで、ただでさえ保育士さんの負担は大きいと思いますけれども、この誰でも通園制度が始まりますとさらに気を遣う場面が多々あると思います。

それで、お伺いしたいのですけれども、国の実施要綱、職員の配置基準の中には1歳以上3歳未満は3人につき1名以上とありますけれども、これでも大変だと、この基準でも私は足りないのではないかと思うのですけれども、このこども誰でも通園制度を始めるに当たっての保育士の確保や体制をどのように整えているかお伺いします。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

今回の事業開始に当たりまして、職員の確保の部分については、やっぱり保育士というのは大変というのはもともとこちらのほうも把握している部分なのですけれども、今回事業者さんのほうの選定に当たりましてその部分も確認をして、集められるということで事業者のほうの選定をしておりますので、まずはその基準に、実施要綱に基づいた人員を配置するということがまず基本でありまして、それでも大変な場合にちょっと各事業者のほうで少しその辺は考えてくれるかとは思っているのですけれども、実際のところは実施要綱に基づく配置でまずやっていただくという形で市のほうは考えております。

以上です。

（西尾）ただいまのご答弁で、その辺りは事業者さんでやっていただけるものという、ちょっと他人任せかなという気がしないでもないのですけれども、こども誰でも通園制度を始めるに当たって、実際に現場で働かれている保育士の方々へのヒアリングというのは特にはやっていないのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

現場で働く保育士につきましては、これから事業者のほうで募集等をかけて確保していくということで話を聞いておりますので、特に今の段階ではそういったヒアリングとかは考えておりません。

以上です。

（西尾）やはりふだん通り慣れないお子さんを預ける親御さんの安心、それから子どもさんの心理的な安心も確保するために、それから保育士さんが大事な子どもたちを余裕を持って安全に預かれるように、そういった体制、人員配置も含めて、市がしっかりと見ていけるようにしていただきたいと思います。

それから、利用の流れについて、ちょっとよく分からなかったのですが、お伺いしたいのですけれども、今日潮田委員の要望に基づいて頂きました事業ホームページ案、こちらのほうを拝見しましてちょっと利用の流れが分からなかったのですけれども、例えば利用月の毎月15日までに受付期限というのが、これ2ページ目に、下のほうにありますけれども、これは一番最初の利用登録を毎月、前の月の15日までに利用者登録を行って、それぞれの利用する施設はこの利用者登録をまず一回すればどの施設でも今後使えるという、その基本的な利用者登録ということでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）委員さんおっしゃるとおり、最初の利用登録というのがこの毎月15日までに行うというものになっております。

以上です。

（西尾）そうしますと、利用者登録を行ったら、各自利用したい施設に行ってオリエンテーションなどを受けて、それぞれの施設のルールに沿って利用予約をするということになるのかと思うのですけれども、大体利用したい日の何日前まで申し込めるものなののでしょうか。お伺いします。

（こども未来部参事兼保育課長）予約の詳細というか、方法につきましては、事業所のほうでこれからアナウンスがあるかなというふうに思っていますので、ちょっとそちらのほうの確認をしてみないという形にはなっております。

（こども応援課副参事）こども応援課のほうでちょっと答えさせていただきます。

この協議している中で、民間園のにこにこ保育園さんというのがあるか

と思うのですけれども、こちらにつきましては、例えば7月1日に予約の受付に関しましては、1か月先、8月1か月分の予約ができるような形で考えているというふうに聞いております。

以上です。

（西尾）分かりました。そうしましたら、それぞれの利用できる施設ごとに利用者さんが連絡を取って、オリエンテーションとかを受けなければいけないと思うのですけれども、このこども誰でも通園制度を紹介している市のホームページのほうで一元的に、利用できる施設の予約方法とか、いつから予約できるとか、そういったものを見比べられるような情報を掲載していただけると利用者にとっても便利かなと思うのですけれども、お母さんたち忙しいので、やっぱりすぐに情報が入手できるほうがいいので、そこら辺は考慮していただけるのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

利用者の利便性というのもありますので、ちょっとその辺は検討させていただければと思っております。

以上です。

（西尾）そうしましたら、次の19ページの学校支援課の適応指導教室活用事業について伺います。

教員免許を持っている会計年度任用職員の方にこちらのほうに従事していただくということで伺っておりますけれども、市のホームページにあります校内教育支援センター指導員の募集要項、こちらのほうを見ますと募集人数3人から6人、任用期間、令和6年9月から令和7年3月31日までということで、会計年度なので年度ごとの任用になっておるようです。それから、週5日、1日5時間、もしくは週2日から3日、1日5時間程度ということで、時給が1,184円からスタートということで、非常に低いのではないかなと思います。本市の会計年度任用職員の方々も大体これくらいの時給の方が多いと思うのですけれども、やはり会計年度任用職員の方の時給そのものが全体的に低いという問題もありますし、さらに教員免許を持っていらっしゃる方を今回この適応指導教室活用事業に使わせていただくというところで、やはり様々な事情を抱えたお子

さんがいらっしゃると思います。高度な対応が要求される場面も多々出てくると思います。そういった状況で、やはり教員免許を持っていられっしゃる方を雇って、時給が1,184円、会計年度ということで非常に不安定な形で働いていただくことになると思うのですけれども、やはり教育に携わる職員の方々の処遇はもっと改善すべきではないかと思いますけれども、その点はいかがお考えでしょうか。お伺いします。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前 11 時 53 分）

---

（開議 午前 11 時 55 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））会計年度任用職員の指導員の報酬につきましてご質問いただいたところでございますが、勤務時間、それから勤務日数、それから同様に教員の免許をお持ちで学校現場で働いていらっしゃるいろいろな職種の先生方がいらっしゃる状況でございますが、市の報酬にのっとって今回金額のほうは決めさせていただいたところでございますが、委員さんのご指摘、それから近隣の校内教育支援センターの指導員の報酬はどのくらいかというふうなところは引き続き調査していきたいと考えております。現状この金額で設定をさせていただいておる状況でございます。

以上です。

（西尾）では、次の21ページに参ります。スポーツ課の公共施設予約システム事業なのですが、現在のこの予約システム事業の改修ですよ、進捗状況をお伺いします。

（スポーツ課長）それでは、お答えいたします。

現在のシステム構築事業でございますが、現在、5月中に参加申込みの締切りを行ったところでございます。この後、6月の下旬にプレゼンテーションを行い、7月の下旬、結果公表、通知を行いまして、その後、8月に優先交渉事業者との契約を締結する予定でございます。9月以降システムについて構築を開始しまして、令和7年4月1日新システム稼

働を目途に調整をしているところでございます。すみません。失礼しました。選定方法につきましては、プロポーザルシステムを予定しております。

以上です。

（西尾）そうしますと、システム構築の期間が7か月というところになりますか。それで間に合うという計算でしょうか。

（スポーツ課長）年内にある程度の作業を進めまして、新年から担当者等に説明をさせて……施設がスポーツ施設だけではございませんので、それ以外、公民館等の職員等も含めて研修等を行っていくような形で、4月1日より稼働をとということで現在進めている状況です。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時59分）

---

（開議 午後零時59分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第66号について、ほかに質疑はありませんか。

（芝寄）では、補正予算歳出のほうから質問を何点かさせていただきます。

19ページの適応指導教室活用事業について、エアコン3校ということでお話を聞いております。106万4,000円。学校のエアコンは、たしか今まで、前設置したのはリースだったかなと思うのですけれども、これ備品購入費ということは、もう買取りという認識なののですけれども、なぜ今回リースではなくて買取りにしたのかなという、リースは検討したのかということをお聞きしておきます。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

現在小学校、中学校でリースで入っているものにつきましては、120か月の契約で多く一斉に導入したものになっております。今回は、鴻巣中学校の木工室1教室のみということでしたので、リースではなく備品購入ということで購入をさせていただいております。リースで金利ですとか

かからないように、備品で購入をして使用するという事で備品購入費になっております。

以上です。

（芝寄）すみません、もう一度聞きますけれども、そうしたら一応リースということも検討は課題に上がったのですか。値段の比較だとかは。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

リースの検討はしておりません。鴻巣の小中学校は、リース以外のエアコン以外にも備品で購入したものもかつてから入っているものはございますので、現在設置されているのはリースのものと備品で購入したものと混在はしておりまして、今回につきましては備品購入ということで購入をすることになりました。

以上です。

（芝寄）では、その下のスポーツ教室開催事業についての備品購入について、ちょっとメモれなかったのですけれども、ボッチャとカラーリングと、あともう一つ何かだったと思うのですけれども、この個数とか、そういったどのぐらいのボリュームを購入する予定なのかお聞きしておきます。

（スポーツ課長）お答えいたします。

今回購入する備品につきましては、ボッチャ一式、モルック用具一式、カラーリング一式。内容につきましては、ボッチャにつきましてはフルサイズのコートは2つ、ハーフコートを6つ、6個、それと卓上得点板を10、それとあとレフリーキットを6、今まで運搬用のケースがなかったものですから、その運搬用のケースを18個、ボッチャにつきましては以上です。

モルックにつきましては、モルックセットを8個、インドアモルックセットを8個購入を考えております。

カラーリングにつきましては、カラーリングのセットを2セット、カラーリングの下につけるホイールですか、これがどうしてもすぐ壊れてしまうということで、ベアリング入りホイールを72個、それとジェットローラーといって転がすもの、こちらのケースも、やはりこちらもなかつ



たものですから、専用ケースを70、一応このようなことで購入のほうを考えております。

以上です。

（芝寄）内容は分かりました。そして、これを購入して、皆さん、障がい者の方に使っていただくということだと思いのですけれども……そういう目的ではないのですか。障がい者用の目的で購入するということによろしいのでしょうか。

（スポーツ課長）今回の目的についてなのですけれども、こちらはパラスポーツへの関心を高め、スポーツに参画できる環境等を整備するということなのですけれども、あわせてしてニュースポーツ、こちら身体障がい者の方だけではなくて、様々なスポーツにも取り組むために、身体障がい者の方だけの備品ではなく、一般の方もお子様からお年寄りまで利用できるようなものも併せて、この委託金の範囲で、特に制限がそのようなものに対してはなかったものですから、皆さんが使えるものを今回購入をしようということ考えております。

（芝寄）皆さんがということは、市民の皆さんがということだと思いのですけれども、改めてもう一度聞きます。では、障がい者の団体の方が使いたいと言っても、それはちゃんと利用できるということによろしいのですか。確認のため聞きます。

（スポーツ課長）こちらは、備品につきましては、どなたが使用するということであっても重ならないようなスケジュール感は組んでおりますが、どなたでもお貸しできるような体制を取っております。

以上です。

（芝寄）よく分かりました。

そうしましたら、せっかく購入したので、その道具を利用したスポーツ大会というのは当然企画するのかな、しないのかな、ちょっと分からないのですけれども、ぜひともそういうのをやっていただけるといいなと思うのですけれども、その辺は計画はあるのでしょうか。

（スポーツ課長）現在のところは、障がい者スポーツ教室または出前講座、それと昨年度から実施しておりますスポーツフェスティバル等で改

めて周知を行いまして、今のところ何か大きなというか、イベント等、または大会等は今のところ考えておりませんが、よりよく利用できるような環境づくりということを目指しておりますので、一応そのようなことで今周知に努めている状況でございます。

以上です。

（芝 寄）分かりました。

では、ちょっと戻るのですが、未就園児預かり保育試行事業の中で、本日頂いた資料でホームページアップ予定の欄の中からちょっと幾つか確認等をしたいと思います。

利用登録申請書は、今後ホームページアップするときのQRコードでできるということですが、まずこの流れとして、先ほど説明があったと思うのですが、登録して、事前面談、オリエンテーション等を行った上で使えるというふうになると思うのですが、いざ使うときに、これ10枚つづりの何かチケットって書いてあります。これは、先行して全額10枚分を払うということではよろしいのですか。使った分だけを今度その都度金額を払うという流れになるのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

チケットのほうにつきましては、10枚まとめて申請者のほうにお渡しします。実際に使った際にチケットと共に、今のところそのときに現金の授受を考えております。

以上です。

（芝 寄）使った分だけはそのときにチケットとしてのお金は払うというふうに認識したのですが、それでよろしいと思うのですが、そのときにキャッシュレスとかは使えるように考えているのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）すみません。現時点では現金でのやり取りを考えておりますが、また業者さんによってはその辺ちょっと考えていただけたところもあると思いますので、またその辺は協議していきたいと思います。

以上です。

（芝 寄）最後に、3 ページ目に、中段の上の辺りに、本事業は試行的事業として実施するため、本格実施に向けて事業の効果を検証する必要がある、適宜アンケートを取らせていただきますので、ご協力お願い申し上げますという、適宜アンケートというのがちょっと曖昧だと思うのですが、すけれども、どのような内容で、これは当然利用者全員にお願いするとは思っているのですが、まずどのような内容を予定しているのかお聞きします。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

こども誰でも通園制度の国の実施要綱にもアンケート調査を定期的に行うということで、国のほうからそちらのほうの恐らくアンケートの内容がこちらのほうに送られてくるだろうということで、そちらを使って保護者、利用者のほうにアンケートを取っていく予定でございます。

以上です。

（潮 田）それでは、17ページの低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業のところで、本日資料請求をさせていただきましたので、これで大体のことは分かったわけなのですが、今回の定額減税の部分は税務課のほうになる。それで、給付のほうがこちらの健康福祉部のほうになるということだと思っておりますけれども、今回、ちょっと複雑かなというのもあるんですけど、私は単純に混乱しないかなというのがあるのですけれども、今一番担当としては懸念していることは何になるのでしょうか。

（福祉課長）現在、今回の給付金に関しては定額減税のことと調整給付のことに関してになりますので、税務課と給付金チームの役割となっております。そのため、市民からの問合せ等があった場合は、うまく役割分担ができるかが今後考えられますので、その点については両方で情報共有を図りながらやっていきたいと考えております。

以上です。

（潮 田）コールセンターもここで予算計上されておりますけれども、このコールセンターの体制について、どのくらい、まず人数的なものとか、これも、この形は初めてですので、コロナの予防接種のときなんか最初はすごく大変だったかなというふうに思うのですけれども、まず何人

体制で行う形なのでしょうか。

（福祉課長）まず、3人体制を予定しております。

（潮田）3人で。時間的には、普通の8時30分から5時15分までということよろしいでしょうか。その電話番号とかというのは、これは6月の広報に電話番号とかは載るのでしょうか。こういった形での周知をするのでしょうか。

（福祉課長）こちらの周知については、7月の広報で周知をする予定しております。また、コールセンターの対応についてになりますが、今現在給付金をやっていますコールセンターのほうがありますので、そちらのほうと併用しながら、コールセンターの職員と、今回10月から予定をしておりますコールセンターの職員3人で行っていく体制でいます。

以上です。

（潮田）すみません。今の答弁ですと、今までもいたコールセンターの人と、新たに今回3人、全体のコールセンターは何人体制ということになるのでしょうか。

（福祉課長）6人体制になります。

以上です。

（潮田）確認いたします。これは、定額減税のほうの対象の方というのは、これ税務課だと思うのですが、税務課は税務課でコールセンターがいるということなのか、この6人というのが全部をひっくるめてのものなのか、どのような形でしょうか。

（福祉課長）こちらの6人については、給付金のほうのみを考慮しておりますので、税務課のほうのコールセンターとは別になります。

以上です。

（潮田）分かりました。これについては、給付金のほうとかになると、これも給付金のほうが少し分かれているかな、給付金のほうもその人によって少しずつ給付のされ方が違うかなというふうに思っております。そうすると、皆さんがよく分からなくなってしまうかなというふうに思っていて、よく動画とかで分かりやすい説明とかというのがあったりしますけれども、そういったようなことを検討できないかなというふうに思っ

ております。先日、重層的支援のほうの説明をするのに担当課がとっても楽しい寸劇でやってくださいまして、とっても分かりやすく、もしもそれ市民の方が見たら、どんな言葉で説明するよりも、文字で説明するよりも分かりやすいかなというふうに思っております。そういった動画とかでより市民の方に分かりやすく示すというようなことは検討できるかどうか伺います。

（福祉課長）市独自では動画はなかなか作りづらいものなので、税務課と足並みをそろえ、国の情報発信をよく見て、有効なサイトがあれば市のホームページリンクを張るなどして市民の皆さんに分かりやすくしていきたいと考えております。

以上です。

（潮田）独自に作らなくても、そういったものがあるとしたら、そのQRコードとかを広報にも一緒に載せるとかという形でやると、市民の方も電話をするということもしなくて済みますし、分かりやすいかなというふうに思いますので、7月の広報に載せるということでございましたので、だとまだ日にちがありますから、ぜひともそういった分かりやすいサイト、公式のものでなければ載せられないと思いますけれども、そういったものを検討していただきたいと思います。

続きまして、同じく17ページの未就園児預かり保育試行事業の件です。これは、要綱等を出してもらいましたので、国のほうのも出してもらってありますよね。国のほうのところにもありましたけれども、これで大体、市のほうのもよく見まして、大体のことが分かりました。ただ、これって、すみません、ちょっと確認なのですけれども、何人ぐらいが来るというふうに想定しているのか、まずそれを伺います。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

まず、人数的に6年の4月1日現在で該当者944人ということで資料のほうをお示ししておりますけれども、実際の利用人数につきましては、過去にない事業ですので、かなりちょっと難しいかなとは思っておりますけれども、実際のところ始めてみないとちょっと難しいかなというふうに考えております。

以上です。

（潮田）あと、国のほうの事業のほうを見ますと、障がい児の利用についても結構細かく書いてあったかなと思うのですが、市のほうのところだとそんなに細かくないかなというふうに思っているのですが、障がいのあるお子さんの場合の受入れというのはどのようにしていく考えなのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

確かに障がい児のほうに関しても受け入れていく予定なのですが、その子の状況等にもよりまして加配的なものも必要になってくるかどうかとも確認しながら、委託業者とちょっとその辺は連携して情報共有していきたいなというふうに思っています。

以上です。

（潮田）今も業者という言葉が出ました。この業者というのは、公立のところでやる、公立の子育て支援センターでやる場合についての業者は一括ということでもいいのでしょうか。また、私立のところでやる場所もありますよね。にこにこ保育園。これは、業者は入らないということでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

市のほうの2施設につきましては、1業者ということになっております。にこにこ保育園につきましては、にこにこ保育園さんの法人のほうでやっていただくような形になります。

以上です。

（潮田）そういたしますと、その業者の選定は、もうこれ7月1日から始まるわけですから、既に業者の選定はされているのかと思うのですが、こういった業者なののでしょうか。

（こども応援課副参事）こちらの業者なのですが、プロポーザル方式のほうで選考のほうをさせていただきまして、他市のほうでもこういった一時預かりですとか、そういった事業の受注実績がある事業者のほうを今優先交渉事業者として交渉のほうを進めているところです。

以上です。

（潮田）先ほど前任者の質問の中で、この未就園児預かり保育試行事業と一時保育のほうが一緒という説明だったかと思うのですが、違いましたっけ。すみません。それで、保育士のほう、保育士というか、保育スタッフが混在する形、業者からの人と元からいる人と混在する形なのか、ちょっとそこら辺の保育スタッフがどのように構成されるのか伺います。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。  
基本的にスタッフは全て委託業者のほうでそろえた人員になります。  
以上です。

（潮田）すみません。一時保育のほうも業者ということになるのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）そのとおりです。

（潮田）分かりました。

これ1時間300円ということになっておりますけれども、食事とか、おやつとか、その日のタイムスケジュールというのですか、ただ預けて見てもらう、ただ遊ぶだけ、別に遊ぶだけが悪いという意味ではないのですけれども、そういったものとかというのがどのようなのかを伺いたいと思います。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。  
食事等につきましては、事業者とちょっと調整してまいりたいと考えているのですが、給食等につきましては、公立のほうにつきましては給食室がございますので、協議によっては提供のほうが可能となっております。

以上です。

（潮田）あともう一点。

これ3か所ありますけれども、自分が利用しようと思っているところが予約がいっぱいになってしまう可能性があるのではということで、例えば1つの親子が3か所に登録ということは可能なのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）制度上可能です。  
以上です。

（潮田）これについては、もしも、どのくらい予約があるか分からないわけですが、予約が殺到した場合の優先順位とか、そういった配慮とかというのは何か決まりがあるのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）優先順位というか、予約の先着順になるかなというふうには考えております。

以上です。

（潮田）分かりました。これについては、すみません、もう一つ。保育従事者の研修は、これは全部その業者が決めるものであって、これ必ずしも保育士の資格がなければならないというのではないというふうに国のほうの規定ではなっていましたけれども、保育士が一人もいないというようなこともあり得るのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）今回の実施要綱にも記載があると思うのですが、基本的には保育士がいないと、半分以上は保育士という形に記載されておりますので、その配置が必要になると思います。

以上です。

（潮田）分かりました。

続きまして、19ページの適応指導教室活用事業のほうですが、これについては、先ほどまでの前任者の質問である程度分かりました。私が一番心配というか、思っているのは、タブレットがせっかく全員に配備をされた、個別最適の学びというふうに言われていて、一人一人のそれが保障できるのがこの学習者用端末の学習であるというふうに言われている中で、実際にはこの学習者用端末が授業で使うのと違う、学校でなかなか授業を教室で受けることができない子どもたちにどこまでこれが生かされるかというのが一番大事かと思っているのですが、これは先ほどの前任者の質問でもありましたけれども、タブレット活用については、それぞれ皆さんどのくらい活用できるかというのは違うと思うのですが、これを教える側の先生というのがそういった学習者用端末の使い方とかに何の支障もないというか、心配をしているのは、定年を迎えた先生がそこにももしもスタッフで入ってくださったりとかなると、タブレット学習にはなかなか先生のほうが難しい場合がある



のかなというふうに思うのですけれども、そこら辺は大丈夫なのでしょうか。

（学校支援課長）お答えいたします。

委員さんのご指摘のことは、今回校内教育支援センターに配置される会計年度の支援員のスキルのことでしょうか。

（はいの声あり）

（学校支援課長）おっしゃる部分、確かにご心配なところはあるのですが、基本的には、子どもたちの端末の扱いについては、もちろん担任も関わりながらやらせていただきますので、その扱いについては児童生徒もある程度分かっているということもあるのですが、またその支援員についても学校の中で、またこちらの教育委員会のほうも十分スキルについてもフォローしていきたいとは考えております。

（潮田）実際これを3つの学校でやりますけれども、中学校、鴻中も赤中もたくさんいる、今既にさわやか相談室や保健室で学んでいるお子さんたちがいる、たくさんいるということだと思うのですけれども、大体それぞれ何人ぐらいずつ今回の校内教育支援センターで学ぶということが想定されているのでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。今回の校内教育支援センターの設置校の選定に当たりまして、4月に全小中学校にアンケートを取らせていただきまして、校内教育支援センターの利用が想定されるお子様含めた現状の不登校傾向及び不登校のお子さんの人数については一旦把握をしてございます。その数がちょっと流動的なものなので、ここでの正確な数字のほうは、申し訳ございません、控えさせていただきますが、先日の利用の想定される人数についてのご質問と繰り返しになりますが、1クラス一旦は10名前後、1人の指導員が対応できる人数としますと、まず一つ目安としてはそのくらいがあるかと思いますが、先進自治体等の数字もお伺いしてみますと、やはりもう少し多い人数の利用も想定されるところでございます。以上です。

（潮田）先ほど前任者の質問の中でも教室での授業を今回の校内教育支

援センターで受ける場合もあるというような答弁があったかと思うのですけれども、その場合にイヤホンだとか、そういうものが必要になると思いますが、イヤホンとかをもしも必要な場合、それは個人が負担をして用意をするというものになるのでしょうか。

（学校支援課長）お答えいたします。

基本的には個人で用意いただくように考えております。

以上です。

（潮田）そうなると、用意できる経済状況の方ならいいですけれども、中にはそれも大変な方もいらっしゃるかなというふうに心配をして質問させていただきました。分かりました。

そういたしますと、先ほど今さわやか相談員の方がやっているお部屋で勉強しているお子さんたちがいるという、今回これでさわやか相談室ではなくなるとなると、今までさわやか相談員がされていた業務が本来の業務になるということかと思えますけれども、何かそこに、さわやか相談室の先生がいてくれるから、その先生がいいから、その部屋に来ていたというお子さんたちもいるのではないかと思うのですけれども、そこら辺の懸念はどのように考えているのでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））委員のご質問につきましては、やはり学校の選定に当たりまして校長先生と繰り返し今お話を伺っている中で、やはり不登校のお子さんがそのお部屋で過ごしたいから行くというところの中に、その指導員ですとか先生に会いたいと、先生がいるから、あと仲間がいるからとか、やはり人とのつながりを求めて来てくださる方は必ずいらっしゃると思いますし、そういった中で魅力的な指導員の先生にいていただくことというのは、すごく不登校対策の中で大事なかなというふうに考えているのですけれども、そういう中で、学校では、不登校傾向のお子さんが過ごす場所として、教室以外の場所として今回校内教育支援センターのほうの設置を考えておりますが、さわやか相談室、そのほか別室登校されている方、ほかの登校をされている方、あと保健室を利用されている方というふうに、学校様がそれぞれ本当に工夫を凝らして、何とか学校に通ってくるお子さんを居場

所として迎え入れて、本当にご苦労されている状況をお聞きしておるところでございます。そういった中で、お子さんが居場所として、学校で過ごしたい場所として選んでいただけるような、今回はやはり学習環境の整備といったところの視点でございますので、そういったところでそのお部屋で過ごしていただくということを、私たちも幾つか準備させていただく中で、お子さんもさわやか相談室の先生のところに通いたいというふうな方は当然いらっしゃると思いますので、そこについて、引き剥がしてこちらのSSRのほうにお呼びするということではございませんので、やはりその弾力的な運用といいますか、こうでなければいけないというのは、そこまで、絶対ここでは勉強してはいけないよとか、そういうふうなものではないというふうに考えております。

（潮田）そういたしますと、今既にさわやか相談室であったり、保健室登校だったり、別室登校をしているお子さんたちもたくさんいる。そのお子さんたちのために校内教育支援センターができるわけですがけれども、今回これができることで新たに、今まだ学校に来ていない子たちにアプローチというのはしていく考えがあるのか伺います。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））まず、この校内教育支援センターの設置の目的というのが、やはり相談やそういう勉強にアクセスできていないお子さんに対しての国の、今回の補正は違いますが、補正予算を今回、令和5年の補正予算ということで国が全国的に対応してほしいということで、補助事業として校内教育支援センターを設置するものでございますので、この条件に、クラスには入れないけれども、学校に来られるお子さん、それからやはりこういう場所があれば、クラスには行けなかったのも、学校には不登校の状態だったけれども、そういう勉強できる場所があるのだと、クラスには入れないけれども、勉強ができる場所があるのだというふうなところでぜひご利用いただけたらと思っておりますので、そういった周知につきましては、まず担任の先生からを通じてのプリントの配付ですとか、広報、ホームページ等、そういったものを、やはりなかなか対象の方がデリケートなご相談になってくると思いますので、その辺りは丁寧に周知を行いまして、ぜひご利

用いただけるように周知していきたいと考えております。

以上です。

（潮田） それでは、次に行きます。

歳入のほうで11ページ、歳出のほうで21ページの公共施設予約システム事業についてであります。これは財源更正でありますので、中身については今年度予算の3月のときに少しは審議しているところであるわけですが、これについて、当初予算で出したときにはデジ田のことは触れていませんでしたので、そのデジ田のこと、デジ田自体となってしまうと総合政策になってしまうとは思いますが、これ歳入のところでスポーツ課となっておりますので、お伺いいたしますが、デジ田の活用は各課から提案が基本だというふうに思っておりますけれども、全公共施設の予約システムがスポーツ課の事務となっております。デジ田の活用としては645万3,000円、非常に大きい金額であると思いますが、デジ田を利用する、活用するというふうになった経緯をまずちょっと伺いたいと思います。

（スポーツ課長） お答えいたします。

デジタル田園都市国家構想交付金についてなのですが、こちらデジタル庁のほうが管轄ということで、この概要について、こちらがデジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援するものとありまして、この中のタイプ1、他の地域等で既に確立されている優良なモデル、サービスを活用して迅速に、また横展開をする取組についてということで示されているとおり、このようなことで今回のシステム構築に当たり活用できるのではないかなという判断から手を挙げさせていただいたところでございます。

以上です。

（潮田） これについては、3月議会のときに公民館のほうの形のこともちょうと聞かせていただきましたけれども、今回の予算で行う公共施設予約システムの変更で変わることというのは、利用できる公共施設が増えたことくらいかなって思うのですが、それ以外に変わることというのがどういったものなのか、これは支払い方法が違うふうになると

いうふうになっていたかと思うのですけれども、これって今までスポーツ課が担当してきた中で、システムでやっていたわけですから、その時点で普通の申込みとシステムを使っただけの申込みってどのぐらいの割合だったかとかというのって分かりますでしょうか。

（スポーツ課長）すみません。施設の利用件数等については確認は取れているのですけれども、割合については手持ち資料がございません。申し訳ありません。

（潮田）すみません。３月議会でも確認をしましたけれども、再確認ですが、今回のシステムが変わることで新たに増えるのは市民センターだけだったでしょうか。どういうところが増えるというふうに言っていたのでしょうか。

（スポーツ課長）お答えいたします。

今回新たにシステムを導入する施設につきましては、市民活動センター、川里農業研修センターの体育施設について、またにぎわい交流館にこのす、この３施設が新たに導入を予定されているところになります。以上です。

（潮田）その３つの施設が加わる。それ以外に変わることは支払い方法である。それ以外には、さらに何か変わることを、これだけの金額をかけて、デジ田使いますから、すごくありがたいことであるのですけれども、ほかに何か大きな変化というのは何があるのでしょうか。

（スポーツ課長）今委員のほうから説明のあったとおり、今回、これまでのシステムプラスでワンストップで支払いができるというところ、こちらが新たなところになっておりますので、それ以上のことは特に今回はなく、ただ今まで一番多かったのは、どうしても二度手間、二度手間と言ったら失礼なのですけれども、利用予約をした後に２週間以内にまた施設のほうに出向いて料金を支払わなくてはならない、やはりその部分について一回でできないかというような要望もいただいていたことですから、このような関係で一度で済むような、また２週間期間がある中でやはり、多くはないのですけれども、キャンセルされてしまう方も場合によっては出てくる。そのようなことを踏まえまして、申込みをした時

点でお支払いもいただけるということで、若干その辺の稼働率、稼働率といったら変ですね、キャンセル等も減ってくるのではなかろうかという考えは持っております。まだこの辺は実際に稼働してみないと分かりませんが、一応そのような考えではおります。

以上です。

（潮田）最後に1点。

今回のシステムが変わると同時に、いろいろな利用施設の金額の、諸物価高騰の折でございますけれども、こういった公共施設の利用料が変わるというようなことは想定はしているのでしょうか。

（スポーツ課長）お答えいたします。

今回、施設利用料金の値上げは検討するかということですが、今回につきましては、オンライン決済導入に伴う値上げは私どもで考えているものではございませんし、利用料金については、5年ごとの利用料金の見直しに合わせて、施設の維持管理、行政サービスなどを踏まえて総合的に勘案して検討しているものですので、今回のシステムで導入をされたからといって、こちらのほうでの値上げ等は今のところ考えてはおりません。

以上です。

（健康福祉部長）潮田委員の定額減税補足給付金のご質問で1点補足をさせていただきます。

先ほどご質問で、個人個人で給付されるタイミングが異なり、複雑なのではというご指摘があったのですが、定額減税補足給付金、調整給付の給付のタイミングは皆さん一緒でございます。7月下旬に皆さんに、約2万1,000人にご通知を差し上げて、振込先の口座をお届けいただく。そのお届けいただくタイミングで振込のタイミングは少し違ってくると思いますが、大まかには8月中旬からを目指しているというところで一緒でございます。一方で、定額減税のタイミングについては、例えば住民税については普通徴収なのか、特別徴収なのか、所得税については給与所得者なのか、年金所得者なのか、事業所得者なのかによって減税のタイミングがそれぞれ異なってくるということです。給付のタ

イミングは一緒、減税のタイミングはそれぞれということでございます。  
以上です。

（諏訪）では、何点か質問させていただきます。

まず、17ページです。生活者支援給付金事務の低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業でございますけれども、こちらのほうがコールセンターが現在既に給付作業を行っている委託先に引き続き新たに3人の派遣をお願いするというふうに聞きましたけれども、現在3人既にコールセンターで仕事をされていて、そして7月から3人増えるという……10月から併用というふうに伺いました。実際に広報7月号でお知らせをしますと、大体7月中旬以降電話が鳴るのかなと思うのですけれども、その際に現在既に別の給付金作業を行っている3人の方が対応することによってよろしいのでしょうか。

（福祉課長）今のところ、1003会議室と1004会議室、2部屋ありますので、別々の対応をする予定であります。

以上です。

（諏訪）新たにコールセンターの方3人というのは10月からというふうに私伺ったのですが、それまでの間は現在の給付作業を行っている方が対応ということによってよろしいのでしょうか。

（福祉課長）今現在、新たな非課税及び均等割のみのコールセンターの職員は9月までコールセンターの契約を行っておりますので、その後そのまま10月からも契約を進めてできればいいかなと考えております。

以上です。

（諏訪）コールセンターというのを開設したときに、特にこういった制度が別のものが走ったりするときに、走ったときが一番問合せが多いのかと思うのですけれども、一番電話が鳴るタイミングが実際には10月以前ではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

（健康福祉部副部長）お答えいたします。

委員さんおっしゃるとおり、給付金のほうは、通知をしてからというよりは、もうニュース報道で定額減税ということを報道された時点でお問合せは来ている状況です。ただ、今まで令和3年から給付金の事務を支

給させていただいている実績があるコールセンターの職員でございますので、制度のところはニュース報道等、あとは職員のほうで国から示された資料等で十分に説明をしております、理解をしているところから、問合せには対応は可能でございます。

以上です。

（諏訪） 問合せの内容についての対応は可能かもしれないのですが、電話がたくさん鳴ってしまって人数が足りないのではないかという、そういった質問なのですが。

（福祉課長） コールセンターのほうでは、一応3回線を予定しておりますので、今後コールセンターの職員3人、人材派遣でお願いする予定になっておりますので、人数的には足りるのかなと考えております。

以上です。

（諏訪） 3回線がいっぱいになるということは想定はないと思ってよろしいでしょうか。

（健康福祉部副部長） 中には過去にも、コールセンターがいっぱいなのですということで、私が所管を兼務しているものですから、私のところに電話が回ってきたことというのも実際にはございます。ただ、コールセンターだけではなくて、そこには給付金事務の職員、あとは福祉課長も兼務しておりますので、今までつながらないということで苦情等を受けたことはございません。

以上です。

（諏訪） では、派遣スタッフということですので、指揮命令者という方は新たに設けるのでしょうか、それとも今までと同様の方が命令者になるということですか。

（福祉課長） 今までと同じ方になります。

以上です。

（諏訪） 最近、コロナのときのコールセンターで、大手のある会社が不正に請求をしていたというニュースがありましたけれども、当市においても同じ企業に1度、コールセンターをお願いしていたことがあったかと思うのですが、そういったことがないようなチェック機能というのは



どのようなになっていますか。

（健康福祉部副部長）毎日、出勤については、職員のほうと同じお部屋にいますので、細かく出勤の、出勤しました、あと帰りますというのは職員のほうに声をかけてチェックをしておりますので、そのようなことはないと思っております。

以上です。

（諏訪）では、同じところでパソコンの設定作業委託料がマイナス補正なのですが、このマイナスの理由をお願いいたします。

（福祉課長）こちらについては、令和6年度補正予算の低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業において、データ確認用のパソコンをリースし、必要なソフトウェアをセットアップしていただくため予算計上いたしました。今回パソコンの台数等の見直しにより不用になったため減額するものです。

以上です。

（諏訪）では、同じく17ページ、保育課の未就園児預かり保育試行事業でございます。こちらのほうが3園で一応預かる計画があるということですが、3か所なのですが、2つは川里ひまわり保育園、あと1つが生出塚ということで、こちらのほうはいわゆる公的な機関です。もう1者がにこにこ保育園、こちらのほうが最近の保育園だと思いますけれども、既にこちらは、ホームページなんか確認をいたしますと、一時預かりを行っている保育園だというふうになっておりました。そして、様々な評価もあって、その日のうちに利用のお願いをしてもすぐに解決ができるというような、割と即効性のある仕事ぶりが拝見できました。潮田委員の資料請求の中にもございますけれども、国の要綱、こちらを見ますと、1日1時間単位での預かり、そして1か月で10時間までということなのですが、この1日の中で制限される時間というのはあるのでしょうか。例えば8時から5時までやっている保育園ですと、その時間全部使えるのか、保育園のほうが預かれるシステムがあって、全部8時間利用ができるのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

基本的には、開所時間中はどこの時間でも使えるということで聞いております。

以上です。

（諏訪）対象となるお子さんがゼロ歳から3歳未満までということで、通常ですと一番大変な時期だと思われるのですけれども、今まで保育園に通ったことのないお子さんをいきなりお預かりするということで、普通は保育園入園したてですと、ならし保育など2週間ぐらいかけて少しずつ、少しずつ時間数を増やしていきますけれども、今回そういった初めてのお子さんでもいきなり8時間お預かりするというのが制度上可能なかどうかを伺いたと思います。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

基本的に上限の10時間までであれば利用のほうは可能です。

以上です。

（諏訪）統計的に保育所、保育園での大きな事故というのはゼロ歳児から2歳児までと言われております。やはり大変なことだと思うのですけれども、そういった事故の確率が非常に高いお子さんなののですけれども、いきなり8時間保育をするということで保育課さんとしてはどういった考えをお持ちなのか伺います。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

今回の試行的事業の実施に当たりましては、子どもの安全確保は大前提ということになっていきますので、慣れるまでの時間に係る子どもへの対応等、その辺何か親子通園とか、その辺を検討していければと思っています。

以上です。

（諏訪）そうしますと、登録を利用される方がして、実際に利用をされるというところの内容に関して、市も関与ができると思っていますのしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）一応今回の試行的事業の実施に当たりましては、国のほうの実施要綱にもあるのですけれども、指導監督を行うことができるようになっていきますので、そちらのほうも……指導監督

を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

（諏訪）現在、保育士さんの配置基準というのがあります。例えばゼロ歳だったら1対3だと思うのですけれども、今回ゼロ歳から3歳未満児ということなのですから、時間によってゼロ歳の、6か月の赤ちゃんが来るのか、3歳に近いお子さんが来るのか、いろいろだと思うのです、一日を輪切りにしてみても。そのときの保育の配置基準というのとはどんなふうになるのか伺いたいと思います。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

配置基準につきましては、確かに時間帯によって職員の状況とか子どもの状況は違うと思うのですけれども、この事業の実施に当たっては一時預かり事業の実施に定める基準を遵守することということになっていきますので、それに基づいてやっていただければというふうに思っております。

以上です。

（諏訪）そういたしましたら、国の要綱を見ますと、これページでいうと3ページになるかなと思うのですけれども、事業所は利用可能枠の範囲において利用の申込みがあった場合には子どもの受入れをしなければならないという、ならない規定があるのです。正当な理由か否かの判断は市町村が当該事業所及び利用者の状況を総合的に判断して行うということなのですが、基本的に、利用したいと言われたときに、これはお断りができないという、そういった制度だと思ってよろしいのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）実施要綱でいきますと、そういう形になるかと思います。

以上です。

（諏訪）そういたしますと、事業者にとっては非常に不利な制度かなと思わざるを得ないのですけれども、その辺は市としてはどんなお考えなのか伺います。

（こども未来部参事兼保育課長）事業者につきましては、基本的には実施要綱に基づいて行っていただくと。今回は利用者のほう、どこにも所

属していない満6か月から満3歳未満の子どものことを考えた、こどもまんなかのことを考えた利用という、制度という形になっておりますので、そちらのほうが優先なのかなというふうに思っております。

以上です。

（諏訪）続きまして、19ページの学校支援課さんの適応指導教室活用事業でございます。こちらのほうは、鴻巣中学校、赤見台中学校、箕田小学校の3校ということでございます。先ほど答弁の中にも、各学校にアンケートを取って、いろいろな状況を確認した上でというふうに伺いましたけれども、この3校に決定した理由は何でしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））先ほどお話しいたしました、4月に全小中学校に意向調査を行いまして、そのご要望ですとか空き教室の有無等、今の生徒さんの状況等を調査させていただいたその結果を基に、やはり不登校傾向のお子さんの状況や、あと施設設備が整っているか、それからその教室が動線、校内でそういった不登校のお子さんが利用しやすい場所にあるかといったお部屋の場所、それから市内での、やはりできれば分散して配置をしていきたいというところで地理的な状況などを総合的に勘案しまして、先ほど申し上げました3校に決定をさせていただいた状況でございます。

以上です。

（諏訪）鴻巣中学校の木工室が今回その対象となったということですが、ほかの中学校、小学校は特別教室のどこなのかということと、鴻巣中学校の木工室、エアコンがなかったということですね。当市においては、小中学校の普通教室は全てエアコンが設置されたと思うのですが、いわゆる特別教室はエアコンがないので、今回よかったなと思うのですが、普通の生徒さんのほうで授業で木工室の利用は今後ないのかということと、あとは先ほどの他の小中学校は何の教室を使って行うのか伺います。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。今回の3校の校内教育支援センターの設置教室につきまして、まず鴻巣中学校からなのですが、今木工室のエアコン、今回補正の予算で

計上させていただいたのですが、鴻巣中学校は当初の想定よりも不登校の児童生徒数が多かったため、旧コンピュータールームというお部屋をまず1つ、そちらにはエアコンがあるのですが、そちらのお部屋をまず押さえさせていただいて、ただそちらがその人数を勘案したときに不足するのではないかという検討の中で、もう一部屋木工室ということで、2部屋体制で校内教育支援センターを設置する予定でございます。それから、赤見台中学校につきましては会議室、それから箕田小学校につきましても会議室のほうのご提供をいただけるというお話になっております。

以上です。

（諏訪）木工室の利用は今後ないということでもいいのですか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））失礼いたしました。木工室は、通常の技術の授業で利用がございまして、ただ授業のカリキュラムでいきますと年間週1回程度というご利用の頻度ということで使用頻度が高くないお部屋で、かつ校内教育支援センターとして動線がよく、使用頻度が低いお部屋として空き時間に併用が十分可能であるというふうな検討の下に決定をさせていただいております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、週1回、1時間でしょうか、木工室の利用があるということですが、そうしますとその間はこういったふうになりますか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。主に登校時間にまずクラスに入ったり、もう一部屋のほうの校内教育支援センター、それからさわやか相談室のほうに行く前にちょっとリラックスしていただいて、休憩を取っていただいてお部屋のほうに行かれたりするような、まずそういった運用を想定しております。それから、教育相談、不登校のお子さん、やはり保護者の方との面談等もかなり多く行われたりするものもございますので、そういった教育相談に使ったり、あとテスト、やはり不登校傾向のお子さんがなかなかクラスでテストが受けられないといったような場合のテストを受ける部屋としてといった

ような、ピンポイントでうまくカリキュラムと併用しながら使える運用というのは想定をしておりますが、職員室に近いというのもございますので、そういった辺りも弾力的な運用が可能であるというふうなことで学校のほうからヒアリングのほうを受けております。

以上です。

（諏訪）では、この3校の教室なのですけれども、実際に利用をする上で、一番は児童生徒さんの意向を確認しながらお勧めを担当の先生がされるのか、どんなふうにこの教室に通えるような手だてをお考えなのか伺いたいと思います。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。欠席が続く児童生徒さん、それからさわやか相談室を利用されていたり、別室の登校をされている児童生徒さんに対して、今ご質問いただきましたように、まず担当の先生がご利用を勧めて、体験を行っていただくようなイメージで今考えております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（西尾）では、議案第66号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）に反対の立場から討論いたします。

いわゆるこども誰でも通園制度を令和8年度から本格実施するのに先駆けて、本市において未就園児預かり保育試行事業を開始するということですが、保育士の処遇改善がほとんど進んでいない現状においては保育士の負担が増すばかりです。通園に慣れていない子どもさんを預かるのは、毎日顔を合わせている子どもさん以上に神経を使います。また、どれくらいの利用者があるか予測がつかない状態とのことです。全国で115自治体、そして埼玉県では本市を入れて4市が先行してこの事業を開始するとのことです。まず他市の事例を研究して、保育士の配置、処

遇改善、そして安全確保を行ってから始めるべきであるとの考えから反対いたしております。

また、適応指導教室活用事業ですが、教員免許を持っている会計年度任用職員が従事することですが、時給が1,184円、年度ごとの任用で不安定で低い時給、処遇での雇用となります。様々な事情を抱えた子どもさんがいらっしゃいます。教育者としての高度な能力が必要とされる職場になります。まず、職員の処遇改善をすべきとの立場から反対いたします。

以上です。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（諏訪）では、議案第66号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）に反対の立場で討論をいたします。

こども誰でも通園制度、1点指摘いたします。市町村が事業所を認可しますが、認可基準は緩く、必要な保育従事者のうち保育士は半分でよいとされています。乳幼児を事前の面談なしに保育士資格のない人が見ることが可能な仕組みです。制度の詳細は試行的事業の状況を踏まえて検討するとされていますが、つくられた制度は理念に関わるようなものではありません。子どもの安全が保てるのか強く危惧されます。

日本の保育士の配置基準は諸外国と比べて低く、保育士1人が見る子どもの数が多過ぎるのが現状です。そこに新たな子どもが短時間、日替わりで来るとなれば、現場の負担はさらに増えます。アレルギーや発達状況など必要な情報が把握されず、命に関わる事故が起きかねません。慣れない環境に置かれる子どものストレスが懸念されます。

以上のことから反対いたします。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第66号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時09分）

---

（開議 午後2時18分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、所管事務調査についてお諮りいたします。吹上地域子育て支援複合施設及び令和6年4月1日に開設した鴻巣市障がい者支援施設、鴻巣市あしたばポプラ作業所に係る調査及び研究について、所管事務調査の調査案件としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

（委員長）ご異議なしと認めます。

よって、吹上地域子育て支援複合施設及び鴻巣市障がい者支援施設、鴻巣市あしたばポプラ作業所に係る調査及び研究について、所管事務調査の調査案件とすることに決定しました。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後2時19分）